

特別養護老人ホーム 白扇閣

介護予防短期入所生活介護事業・短期入所生活介護事業 重要事項説明書

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 清承会 特別養護老人ホーム 白扇閣 介護予防短期入所生活介護事業・短期入所生活介護事業
法人の所在地	静岡市清水区日立町17番8号
電話番号	054-369-2258
代表者氏名	理事長 池上 直美

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 清承会 特別養護老人ホーム 白扇閣 介護予防短期入所生活介護事業・短期入所生活介護事業
事業所の所在地	静岡市清水区承元寺町1341番地 (白扇閣在宅サービスセンター内)
介護保険事業所番号	静岡県指定2273200275号
指定年月日	平成12年4月1日
通常の実施範囲	静岡市清水区内

3 事業所の職員の概要

職 種	人 員 基 準	勤 務 体 制	
施設長 (管理者)	1名		1名 (常勤兼務)
生活相談員	2名	2名 (常勤)	1名 (常勤兼務)
介護職員	53名	56名 (常勤)	4名 (非常勤)
看護職員	4名	5名 (常勤)	1名 (常勤兼務)
機能訓練指導員	1名		1名 (常勤兼務)
介護支援専門員	2名		2名 (常勤兼務)
医師	必要数		1名 (非常勤)
管理栄養士	1名		1名 (常勤兼務)
事務職員	—	2名 (常勤)	1名 (常勤兼務)

4 入所定員

210名 (うち介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護合計定員 20名)

5 療養室・設備等の概要

療養室	4人床…4室・1人床…4室
浴室	一般浴・機械浴
機能訓練室	
食堂	

6 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。その際、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第三者評価は実施していません。

7 サービス内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

当事業所の短期入所生活介護サービスの提供に際し、利用者の負担する利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている割合によります。(1割または、2割、3割)。介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担(介護保険より給付(9割)の料金と下記の利用料金を足した金額)となります。

サービス内容

食事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体的状況に配慮した食事を提供します。
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行います。
入浴	入浴または清拭を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。

サービス利用料金（令和6年6月 改正）

1日の利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 個室	451	561	603	672	745	815	884
② 多床室	451	561	603	672	745	815	884

加算料金

③ 送迎加算〔片道〕（予防・介護）	184単位
④サービス提供体制加算（Ⅲ）〔1日〕 （予防・介護）	6単位
⑤ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）〔1日〕（介護）	13単位
⑥ 看護体制加算（Ⅰ）〔1日〕（介護）	4単位
⑦ 看護体制加算（Ⅱ）〔1日〕（介護）	8単位
⑧ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） （予防・介護）	①もしくは②と、③～⑦合計単位数に 14.0%を乗じる
⑨ 緊急短期入所受入加算（予防・介護）	90単位

※利用料金は静岡市の場合、上記の基本単位に利用回数进行、10.33円を乗じた額の概ね1割が自己負担となります。介護保険負担割合証に記載されている割合が2割、3割の方は記載の割合の自己負担となります。

（2）介護保険給付外サービス（令和6年8月 改正）

滞在費

利用者負担段階 居室	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	430円	430円	915円
個室	380円	480円	880円	1231円

※多床室・個室の選択につきましてはこちらで調整させていただき、場合により相談させていただきます。

食費

朝食	昼食	夕食
401円	522円	522円

※令和3年8月より、1日1,445円となりました。算定につきましては、提供させていただいた食事数のみさせていただきます。

※第1段階から第3段階の方につきましては、1日の負担限度額が第1段階で300円、第2段階で390円、第3段階で650円となります。1日に1食又は2食のみの提供の場合通常の料金と比較し、どちらか低い金額を請求させていただきます。

8 料金のお支払い方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。請求日から30日以内に次のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 右記指定口座への振込み
ウ. 金融機関からの自動引き落とし

清水銀行 八木間支店
普通預金 No.2028441
講座名義 特別養護老人ホーム白扇閣
施設長 久保田和宏

被保険者証に支払方法の変更の記載があるときは、いったん費用の全額（介護保険よりの給付（9割）の料金と上記の利用料金を足した金額）をお支払いいただきます。

この場合、サービス提供証明書を発行しますので、後日市町村窓口にて払い戻し（介護保険適用分（9割））を受けてください。

9 サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）にまずは、ご相談ください。

（1）サービスの利用開始

当事業所に居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）を通し、電話でお申し込みください。担当職員が自宅に伺い、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の内容について説明いたします。契約締結後、介護予防短期入所生活介護計画又は短期入所生活介護計画を立て、実際にサービスの提供を開始いたします。

（2）サービスの終了

○利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の14日前までに文書でお知らせください。

○事業所の都合でサービスを終了する場合

人員が不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了14日前までに文書で通知します。

○自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護老人福祉施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護のサービスを2年間利用されなかったとき

○その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為等を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業者が破産した場合、又は、利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくこととなります。

1.0 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までにご連絡ください。
- 利用予定日の前日までに連絡がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料としての料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

1.1 緊急時の医療

救急対応時（救急車要請）は、日中は静岡市内の総合病院へ搬送。夜間19時～22時は静岡市急病センター、22時～翌朝は静岡市内の当番病院へ搬送となります。

1.2 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
酒井 浩一（主任生活相談員・社会福祉士）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修又は勉強会を実施しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 苦情解決体制を整備しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.4 身体拘束等の適正化について

(1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(2) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.5 ハラスメントへの具体的な取り組み

適切な居宅介護支援の提供を確保・継続する観点から、職務中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、また業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等により、職員の就業環境が害されることを防止する為、当事業所では以下の取り組みを行っています。

当事業所では、日常的な指導助言や定期的な面談(話し合い)を通じて、日頃の困りごとなども聞き取るようにしています。居宅介護支援という業務性格上(担当制)、何かと自分で悩んで抱え込んでしまう場合があり、また新人職員が管理者(上司)に直接報告・相談をすることが時にハードルが高いと感じたためらうこともある為、同じ部署の職員へいつでも相談できる環境を整備しています。更に、毎日の申し送りの際に、表情が冴えない職員がいれば、管理者等から積極的に話を聴くようにするなど、自分で抱え込んでしまわないよう部署全員(職場全体)で解決に導いています。

1.6 テレワークの扱い

事業所の方針により、原則出勤(常勤の場合は週40時間)、場合によってテレワーク勤務を行うことがあります。その際には、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないことを前提としています。

1.7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	苦情処理担当者 主任生活相談員 酒井浩一 TEL 054-369-2258 FAX 054-369-2259
静岡市役所介護保険課	TEL 054-221-1088
静岡県国民健康保険団体連合会	TEL 054-253-5580

